

	<p>準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十一条第二項</p>
<p>第三百二十八条ノ十一</p>	<p>商法第四百五十条第二項(同法第四百五十一条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第四百五十一条第二項又ハ投資信託及び投資法人に関する法律第四百五十一条ニ於テ準用スル同法第四百五十条第二項</p>
<p>第三百二十八条ノ十二</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第四百五十一条第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十八条ノ十二において準用する第三百三十二</p>	<p>業務代行者又ハ職務代行者</p>	<p>清算執行人</p>

<p>条ノ五第二項</p>	<p>第三百二十八条ノ十三</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百二十八条ノ十四 第三百二十八条ノ十四にお いて準用する第百三十五 条ノ六十二</p>	<p>清算人 商法第四百三条ニ於テ準用ス ル破産法第百六十六条</p>	<p>清算執行人 投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百四十四条第四項ニ於テ準用スル同法第四百三十四条第四項ニ於テ準用スル破産法第百六十六条又八条ニ於テ準用スル破産法第百六十六条又八条ニ於テ準用スル破産法第百六十六 条 投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第六項ニ於テ準用スル破産法第百六十六 条</p>	
<p>第三百二十八条ノ十五</p>	<p>及び第百三十五条ノ五十五乃 至第百三十五条ノ六十</p>	<p>、第百三十五条ノ五十五乃至第百三十五条ノ五十七、第百三十五条ノ五十八第一項及</p>	

		<p>ビ第二項本文、第三百三十五条ノ五十九並ニ 第三百三十五条ノ六十</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ三十五第一項</p>	<p>本店及ビ支店</p>	<p>本店</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ三十六及び第三百三十 五条ノ三十七第一項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお いて準用する第三百三十五 条ノ三十八第二項</p>	<p>商法</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第二項ニ於テ準用スル同法</p>
<p>第三百三十八条ノ十五にお</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六</p>

<p>いて準用する第二百三十五 条ノ四十</p>	<p>二号</p>	<p>十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第一項第二号</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十一第一項</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 三号ノ処分ヲ為ス</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十二条第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ命ズル</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十八</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 六号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第一項第三号</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五 条ノ四十九</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 七号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十四条第一項第四号</p>
<p>第二百三十八条ノ十五にお いて準用する第二百三十五</p>	<p>商法第三百八十六条第一項第 八号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五</p>

<p>条ノ五十</p>	<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十七において準用する第三百三十五条ノ三十五第一項</p>	<p>本店及び支店</p>	<p>十四条第一項第五号</p>
<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十八第一項</p>	<p>第三百三十五条ノ三十八</p>	<p>本店</p>	<p>第三百三十八条ノ十五において準用する第三百三十五条ノ五十九</p>
<p>商法第四百二条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百八十二条第二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十五条</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百六十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五十五条</p>

<p>第三百二十八条ノ十五にお いて準用する第三百二十五 条ノ六十</p>	<p>第三百二十五条ノ五十八第二項 商法第四百二条</p>	<p>第三百二十五条ノ五十八第二項本文 投資信託及び投資法人に関する法律第六 十四条第四項ニ於テ準用スル商法第四百五 十五条</p>
---	-----------------------------------	--

(法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人)

第九十四条 法第九十条第一項第二号に規定する政令で定める使用人は、法人が設立企画人として行う職務に従事する者とする。

(法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引)

第九十五条 法第九十三条第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

(法第九十五条に規定する政令で定める行為)

第九十六条 法第九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者が、登録投資法人の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。

二 投資信託委託業者が、法第三十四条の第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、登録投資法人の不動産の管理を受託すること。

三 投資信託委託業者が、法第三十四条の第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に登録投資法人の不動産を取得すること。

イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合

四 投資信託委託業者が、法第三十四条の第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、登録投資法人の資産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。

イ 有価証券の売買

ロ 有価証券指数等先物取引

ハ 有価証券オプション取引

ニ 外国市場証券先物取引

ホ 有価証券店頭指数等先渡取引

へ 有価証券店頭オプション取引

ト 有価証券店頭指数等スワップ取引

五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業を営む場合において、登録投資法人の資産に係る金融先物取引等の取次ぎを行うこと。

六 投資信託委託業者が登録投資法人が発行した投資口を取得すること。

七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として総理府令で定める場合に、投資信託委託業者が登録投資法人の不動産を賃借すること。

八 個別の取引ごとにすべての投資主の書面による同意を得て行う取引

九 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融再生委員会の承認を受けた取引
(登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第九十七条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族
- 二 法第九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役若しくは監査役若しくはこれらに類する

役職にある者又は使用人

(法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為)

第九十八条 法第百九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、私募の取扱い及び売買の代理とする。

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等に関し証券取引法を準用する場合の読み替え)

第九十九条 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等(同条に規定する特定設立企画人等をいう。

以下この条において同じ。)又は特定投資信託委託業者等(同条に規定する特定投資信託委託業者等をいう。以下この条において同じ。)について証券取引法第三十三条、第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第九号、第四十二条の二第一項及び第三項、第四十三条並びに第四十五条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三条	業務	募集等又は募集の取扱い等を行う投資証券

	第四十一条	第四十二条第一項（第二号から第四号まで、第七号及び第八号を除く。）	
	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	第三十四条第二項第一号	証券業 有価証券の売買その他の取引 又は有価証券オプション取引 若しくは有価証券店頭オプション取引
及び投資法人債券に関する業務	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い等に係る取引	投資信託及び投資法人に関する法律第三十条の十第一項第一号	投資法人 投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
有価証券の価格又はオプションの対価の額	有価証券の価格又はオプション取引	投資証券等の価格	

<p>有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>
<p>売買の別（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引にあつては、売買</p>	<p>売買の別</p>

<p>の別に相当するものとして総 理府令で定める事項。次号に おいて同じ。）</p>	<p>有価証券の売買等又は有価証 券店頭デリバティブ取引</p>	<p>この号、次条第一項第一号及 び第四十七条第三項</p>	<p>有価証券の売買その他の取引 又は有価証券指数等先物取引 等（有価証券指数等先物取引 又はこれに係る第二条第八項 第二号若しくは第三号に掲げ る行為をいう。以下同じ。）</p>
	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引</p>	<p>この号及び次条第一項第一号</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に 係る取引</p>

	<p>、有価証券オプション取引等 (有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p>	
<p>第四十二条の二第一項</p>	<p>有価証券の売買その他の取引 (買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション</p>	<p>投資証券及び投資法人債券(以下「投資証券等」という。)の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>

<p>取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）</p>	<p>投資証券等</p>
<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>	

	<p>頭デリバティブ取引</p> <p>この条及び第六十五条の二第六項</p> <p>有価証券の売買その他の取引等</p> <p>当該有価証券等</p> <p>をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。</p> <p>）</p>	<p>この条</p> <p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p> <p>当該投資証券等</p> <p>をいう。）</p> <p>募集等又は募集の取扱い等を行う投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）に関する業務</p>
<p>第四十二条の二第三項</p>	<p>業務</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に</p>
<p>第四十三条</p>	<p>有価証券の買付け若しくは売</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に</p>

	<p>付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等</p>	<p>係る取引</p>
<p>第四十五条</p>	<p>親法人等又は子法人等と</p>	<p>利害関係者（設立企画人たる法人の親会社（当該設立企画人の発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する株式会社又は有限会社をいう。）若しくは子会社（当該設立企画人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式又は資本の過半数に当たる出資口数を有する</p>

証券業	親法人等又は子法人等が	為 第二条第八項各号に掲げる行	ブ取引 又は有価証券店頭デリバティブ取引 有価証券の売買その他の取引	
投資法人	利害関係者が	係る取引 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に	い等に係る取引 券等」という。の募集等又は募集の取扱い等	場合における当該株式を発行し又は当該出資に係る払込み若しくは給付を受けた株式会社又は有限会社をいう。又は投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。と

2 法第百九十七条の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十二条の二第二項</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等</p>	<p>投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引</p>
<p>前項第一号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第一号</p>	
<p>前項第二号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号</p>	

	<p>前項第三号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する証券取引法第四十条の二第一項第三号</p>
<p>第四十二条の二第四項</p>	<p>約束が事故</p>	<p>約束が事故（投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する事故をいう。以下この項において同じ。）</p>

第四章 雑則

（法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産）

第百条 （略）

（関係行政機関の長との協議等）

第百一条 （略）

（権限の委任）

第二百二条（略）

附 則

この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。